キリスト者とユダヤ人の関係刷新とは何の謂か

――ショアー以後のキリスト教神学構築の試み（その三）――

畠　山　保　男

I　この問題領域に関わる私の動機

本論文の著者は、これまでに「キリスト者とユダヤ人の関係刷新とは何の謂か ― ショアー以後のキリスト教神学構築の試み（その一）[1] および（その二）[2] において、「バルメン神学宣言」第一項の意味、そして第二次世界大戦後に発信された「シュツットガルト罪責告白（1945年）と「ダルムシュタットの言葉」（1947年）（以上その一）「ユダヤ人問題に寄せるダルムシュタットの言葉」（その二　そこでは、キリスト教会最初の反ユダヤ文書としての「バルナバの手紙」についても論じたが）を分析の対象として俎上に乗せて、その意味を研究してきた。さらに「ベーテル信仰告白」という、デイートリッヒ・ボンヘッファーがその作成に関わった、「バルメン神学宣言」以前の信仰宣言について、特にその「ユダヤ人条項」について「ベーテル信仰告白ユダヤ人条項の意味」[3] と題する論文において、「バルメン神学宣言」においては語られなかったユダヤ人問題に焦点を当てて論じてきた。

こうしてドイツ福音教会の「ユダヤ人問題」に対する罪責告白の伝統を省みることによって、どこで、何を教会は誤ってきたのか、その誤りをどのようにして罪責として認識し、受け止めてきたのか、どのようにユダヤ教理解を転換

1　『関西学院大学キリスト教と文化研究』第12号　関西学院大学キリスト教と文化研究センター発行　2010年度
2　『関西学院大学キリスト教と文化研究』第14号　関西学院大学キリスト教と文化研究センター発行　2012年度
3　（ボンヘッファー研究19号）　2002年　19ページ以下

してきたのか、そのことを問い、明らかにすることが、エキュメニカルな神学の重要な課題なのである。

私がこの問いと課題の重要性に気づいたのは、1989年にプラハのコメニウス神学大学（当時。ビロード革命以後は、カレル（通称プラハ）大学の福音神学部として統合された）で開催された、「フロマートカ生誕100周年記念シンポジウム」[4]の折に、ドイツのヴッパータール神学大学のベルトールト・クラッパート教授に出会って、次のように問われたからである。「ユダヤ人問題は、日本の教会では、どのように扱われ、議論されているか?」そこで私は、「日本の教会には、ユダヤ人問題は存在しない。ユダヤ人との接触がほとんどなかったからだ。日本の教会の宣教にとって問題なのは、天皇制の問題です」、と答えた。すると彼は、「個別的な日本の教会にとっての天皇制の問題というのは分かる。しかし教会にとってのユダヤ人問題は、ドイツの教会やヨーロッパの教会の問題にとどまらない、エキュメニカルな教会の問題であり、課題です。というのも、来日した宣教師たちは、カトリックもプロテスタントも反ユダヤ主義の神学教育を受けて、それを真理として日本人に伝えたわけでしょう。それをまた日本人司祭や牧師が信徒に伝えたわけです。そういう意味で、日本の教会も反ユダヤ主義と無関係ではないと思いますよ」、と指摘してきた。私はその時には、事柄の重大性をすぐに了解したわけではなかったが、「これは捨てておくわけには

4 ヨセフ・ルクル・フロマートカ（Josef Lukl Hromadka）188年−1968年は、チェコスロヴァキア（現チェコ）を代表する神学者。カール・バルトの盟友。両者ともに、説教者の困窮を自由主義神学が救わない、という同時代的な平行体験を持つ。バルトの「フロマートカへの手紙」（1938年）で、一躍その存在を知られるようになった。バルトはこの手紙で、「かつてのフス派の兵士のように、雄々しく抵抗すること」を期待した。ドイツ系住民の多いズデーテン地方の割譲を迫る、ヒトラーの戦争への脅しに屈服したイギリスとフランスの首脳によって、「ミュンヘン」会談が、チェコスロヴァキアの頭越しに、ズデーテン地方の割譲を認めたことへの、バルトの抗議だった。そのこともあってフロマートカは、ゲシュタポの逮捕リストに載せられ、ジュネーヴでの講演を理由に、かろうじて国外脱出し、その後アメリカのプリンストンで1948年に革命のさなかに帰国するまで教鞭をとった。第二次世界大戦後は、エキュメニカル運動の領域で、世界教会協議会の中央委員・中央執行委員として、そしてプラハ全キリスト者平和会議の議長として、さらに1968年の「プラハの春」の源流の一つとなった、1950年代からのキリスト者と改革派マルクス主義者の対話の指導者として、三つの領域で活躍した。著者の『歴史の主に従う』は、バーゼル大学神学部へ提出したフロマートカ論の日本語版である。

いかないぞ」という、宿題を与えられた思いを抱いた。そしてシンポジウムで「日本の戦後キリスト者平和運動とフロマートカ」と題するドイツ語講演をして帰国した。こうして私は、バルト・ボンヘッファーの神学の線をさらに深く学ぶことを決意し、ユダヤ教を学び始めた。この学びの過程で私にとって幸いだったのは、ユダヤ教の学びについては、東京の虎ノ門で開催されていた手島佑郎氏主催による「トーラーの門」研究会に参加させていただけたことである。さらに1997年3月から1年間、ドイツヴッパータール神学大学への研究休暇を、前前任校の明治学院大学よりいただき、クラッパート教授のもとで2学期間講義と演習はもとよりほとんどの彼の講演について行き、最後はエルサレムでのドイツ福音教会の奨学生への集中講義まで行動を共にすることができたことである。

こうして1年間の客員研究員としての研究生活を終えて帰国間際に、私はクラッパート教授の自宅を訪ね、感謝と別れの挨拶をして、最後に「これだけ集中して1年間あなたのもとで学べて幸いでした。やっとあなたがプラハで私に問うたユダヤ人問題の意味がわかりました。私はほとんどあなたの弟子のようなものですね」、と言うと彼は、「弟子みたいなもの？ あなたはすでに私の弟子でしょう」、と言ってくださった。弟子として認めて頂けたのが、何より嬉しかった。

それ以後私は、バルト・ボンヘッファーの神学の線と方向を学び、教会の罪責を研究し、ユダヤ教から学び、さらにイスラームも含めた三者間対話もクラッパート教授に教えられつつ、学んできた[5]。

本論文の意図は、先行論文を引き継ぎつつ、1950年にドイツ福音教会（EKD）が発信した「ヴァイセンゼー宣言」を俎上に載せて、1975年代のドイツ福音教会のユダヤ教理解を問うこと、これである。

Ⅱ　ドイツ福音教会「ヴァイセンゼー宣言」[6]（1950年）の意義

「キリスト者とユダヤ人の関係刷新とは何の謂かーショアー以後のキリスト教

5　「アブラハム的宗教としてのユダヤ教・キリスト教・イスラーム」『福音と世界』1999年4月号
6　Die Kirchenn und das Judentum.　Dokunente 1945−1985（『諸教会とユダヤ教

神学構築の試み」（その一）においていて明らかにしたように、ドイツ敗戦の年1945年に発信された、ドイツ福音教会兄弟評議員会の「シュツットガルト罪責告白」にも、1947年の「ダルムシュタットの言葉」にも、あの残虐なナチスドイツによる民族皆殺し（ジェノサイド）としてのショアーの出来事に対する言及はなく、従ってユダヤ人に対する罪責告白はついぞ表明されず、発信されなかった。

そのことを自覚して、翌年1948年に、再びダルムシュタットに結集したドイツ福音教会兄弟評議員会の代議員たちは、改めて「ユダヤ人問題に寄せるダルムシュタットの言葉」を発信した。ナチズムの根幹にあるエセ学問としての優生学と人種論による劣等人種・劣等民族としてのセム人種すなわちユダヤ人という主張、すなわち反セム主義は、1700年以上にわたる教会の反ユダヤ主義のエートスの中から芽生えてきたものである。つまり、ショアーにおけるナチス政権の「人道に反する罪」に対して、教会にも罪責がある、ということを表明するために集結した教会人・神学者は、その罪責をユダヤ人とユダヤ人キリスト者に告白するつもりであった。

ところがその結果は、逆に反ユダヤ主義を表明し、罪と恥の上塗りをするという、惨憺たるものだった。それほどまでにキリスト教会の反ユダヤ主義は、長年にわたり教会とキリスト者に染み付いており、抜きがたい神学なのである。1947年の「ダルムシュタットの言葉」の主要部分の草稿を書いたカール・バルトは、翌年1948年の会合には出席しなかった。そのことも反ユダヤ主義克服のために集いながら、逆にあからさまな反ユダヤ主義をチェックできなかった理由かもしれない[7]。

こうした経緯から、ドイツ福音教会は、1950年ベルリンヴァイセンゼーにおいて教会のユダヤ教理解に関する決議文を発信したのである。こうしてキリス

1945年－1985年の記録』）hrsg.von Rolf Rendtorff & Hans Hermann Henrix Verlag Bonifatius Druckerei Paderbornn und Christian Kaiser Verlag Munchen 1989 2.AuslageS.548

7 a.a.O. ebd.S.519

ト者とユダヤ人の対話の第一歩を踏み出すことになった。

Ⅱ.1　ヴァイセンゼー宣言「ユダヤ人問題への言葉」

1950年4月23日-27日にドイツ福音教会の会議が、「平和のために教会は何ができるか」という主題のもとにベルリン・ヴァイセンゼーで開催された。その話し合いの中で全く驚くべきことに、そして全くプログラムにあわない形で平和の言葉の前に、ユダヤ人への言葉を言うべきである、という確信が貫徹した[8]。このヴァイセンゼー宣言によって、第二次世界大戦後初めて短いながらユダヤ教とユダヤ人へ罪責が表明され、発信されることになった。

「と言うのも、神は全ての人を不従順に委ねたが、それは神が全ての人を憐れむためであった。」（ローマ11.32）

Ⅱ.2　反ユダヤ主義批判再説

ローマの信徒への手紙9章-11章のいわゆる「パウロのイスラエル神学の章」の中から、なぜこの聖句が選ばれ、掲載されたのか、その意図がわからない。神が全ての人を不従順に委ねたのは、全ての人を憐れむためである、とは一体誰のことを言っているのだろうか? 自分たちドイツ福音教会が神の憐れみの対象である、と理解したい気持ちが、ここには滲んでいる。

教会が犯してきた神への最大の不従順、すなわち背きの罪、それこそは反ユダヤ主義における契約破棄説である。すなわち、神の子にしてイスラエルのメシアであるイエス・キリストを受け入れないばかりか、殺害して、神に背いたゆえに（神の子殺害説、三位一体論が確立してからは神殺し!説）イスラエルは、もはや神の民である長子の特権を失い（廃嫡説）、神がイスラエルとかわした「旧

8　ebd.

い契約は破棄され（契約破棄説）、あるいはその効力を失い（効力失効説）、「旧い」契約の民イスラエルに取って代わって、今や教会が「新しい」契約の民、あるいは「肉による」イスラエルに対立する「霊による」イスラエルとして、神の選びと恵みは、イスラエルから教会へ移行した（代替説・移行説）、と教会は、共通期限135年の第2次ユダヤ戦争＝バル・コホバの乱におけるユダヤ人の敗北以後、排他的に自己主張し始めた。それが「バルナバの手紙」である。

9章4-5節ですでに列挙した神のイスラエルに対する賜物を念頭に置きながら、パウロは、「神の賜物と招きとは、取り消されないものなのです」（ローマの信徒への手紙11章29節）、と強調しているにも関わらず。いわばパウロに逆らい、新約聖書に逆らって、すなわち神のみ旨に逆らって、教会を「新しい」契約の民とか、「霊によるイスラエル」・「真のイスラエル」と呼ぶ表現は、新約聖書には見当たらない。こうした文言は、「バルナバの手紙」において初めて現れる思想現象なのである。

こうして教会は、排他的に自分のみを、神の民と自認し、ユダヤ人を他の異教徒と同じとみなし、同様に扱い、イエス・キリストを信じなければ救われないと　いう理解に基づき、中世ヨーロッパではユダヤ人を捉えて教会へ連行し、強制的な洗礼によってユダヤ人の信教の自由とアイデンテテイを奪ったのである。この同じ強制洗礼を、カトリック教会はのちにラテンアメリカで、先住民インデオに対して行うことになる。同化の真逆の政策は、排除であり、これに基づくユダヤ人の差別・抑圧・弾圧は、枚挙にいとまがない。十字軍兵士が毎回行く先々でユダヤ人ゲットーを襲撃し、殺害に及んだこと、そしてイベリア半島で「マラーノ」（豚野郎）と蔑称された改宗ユダヤ人が、異端の宣告を受けて、火刑に処されたことは、その一例にすぎない[9]。

ユダヤ人とユダヤ教に対する罪責にもかかわらず、神は教会に憐みを与える、ということを早急に確認する前に、教会は自らの反ユダヤ主義克服のために、反ユダヤ主義の主張とは真逆のことをパウロが述べている聖句を引用すべきだっ

9　レオン・ポリアコフ『反ダヤ主義の歴史』筑摩書房　2006年　2巻・3巻参照。

たのではないだろうか? すなわち、「福音について言えば、イスラエル人は、あなたがたのために神に敵対していますが、神の選びについて言えば、先祖たちのおかげで神に愛されています。」（ローマの信徒への手紙11章28節）

このあとすぐに「神の賜物と招きは、取り消されない」という文言が続く（11.29）。ここでパウロは、異邦人宣教に反対し、妨害する一部のユダヤ人を念頭に置き、そういうイスラエル人は「神に敵対している」、と述べながら、間髪を入れず彼らは、「先祖たちのおかげで神に愛されている」ことを確証している。この文言を教会は、「神に愛されていた」という過去形で読んできた、ここでも新約聖書とパウロの主張に逆らって。つまり、キリスト論的には、イエス・キリスをメシアとして受け入れないイスラエルは、神の救済の意図に反しているが、そのイスラエルは他方で、先祖たちへの「神の恵みの選び」（カール・バルト）によって、今も神に愛されている、という二重性を帯びている、とパウロは主張しているのである[10]。

ユダヤ人に対する罪責告白において教会は、まずキリスト告白抜きで神に愛されている民族が、世界に一つだけ存在する、それはイスラエルである、という新約聖書の証言に目を向け、それを受け入れるべきである。それはとりもなおさず、ユダヤ教が主張してきたように、神がイスラエルとかわした契約は唯一であり、一度として破棄されていないことを認めることである。つまり、契約破棄説を破棄すべきである。従って「旧い」契約に対する「新しい」契約というものはない。それゆえにキリスト者は、キリストの民ではあっても、新約の民と言うべきではない。「二つの異なった形態における一つの神の民」というカール・バルトの神の民理解に基づき、ユダヤ人と共にキリスト者も神の民である、と信じることは許される。しかし、キリスト教会とキリスト者のみが神の民である、と独善的かつ排他的に主張することは、ショアー以後もはや許されていない。

10　武田武長「教会問題としてのユダヤ人問題」『福音と世界』1983年1月号－6月号参照。

Ⅱ.3 我々は、人間としてイスラエルの民に由来する、主にして救い主を信じる。

[主にして救い主]イエス・キリストが、人間としてはイスラエルに由来し、イスラエルに属していることを、宣言は確認する。この告白をパウロは、ローマの信徒への手紙9章4-5節で述べている。すなわち、神の子であること、栄光・契約・律法・礼拝・約束は、イスラエルの民のものである。そして先祖たちも彼らのものであり、「肉によればキリストも彼らから出られた」(9.5) と述べている。そのあと新共同訳は、このキリストと次の文の神を同格ととって、「キリストは、万物の上におられる永遠にほめたたえられる神、アーメン」と訳している。しかし、ヒレルの孫ガマリエル一世の弟子であった、ユダヤ人キリスト者パウロが、メシア＝キリストと唯一の神を同定するだろうか? ここは、「万物の上におられる神は（イスラエルのものであり、）永遠にほめたたえられますように」、と訳すべきであろう。(バルト、シュニーヴィント、ハーカー、武田武長) つまり、聖書において啓示されている神は、一義的にイスラエルの神であり、次いで諸民族世界の神なのである。ここでもキリスト教のみが神を独占することは、許されていない。

Ⅱ.4 ユダヤ人キリスト者と異邦人キリスト者からなる一つの体として,我々は組み合わされていて、その平和はイエス・キリストである教会に対して告白する。

「ユダヤ人キリスト者と異邦人キリスト者から成る教会」という理念が語られているが、この理解は、「イスラエルの残りの者」としてのユダヤ人キリスト者が、多数派の異邦人教会へ包摂され、統合されることを意味してきた。

ユダヤ人キリスト者の独自性とは一体何であろうか? ユダヤ教とキリスト教の間を架橋する役割、それがユダヤ人キリスト者の担うべき課題であった。 教会は、このユダヤ人キリスト者の独自の課題を、どのように認識し、保証しうるのだろうか?

「バルメン神学宣言」は、ナチス政権の「公務員再建法」のアーリア人条項、

すなわち「ドイツの公務員は、アーリア人に限る」という条項によって、人種差別的にユダヤ人が官僚界から追放されて行く中で、この「アーリア人条項」の教会内への導入を目論むドイツキリスト者の要求に抵抗して、ユダヤ人牧師の地位を守ろうとする動機を、内包していたのである[11]。

こうして、民族主義的教会という、教会にとって自己矛盾の神学が問われたのである。というのも、「世界の主なるイエス・キリスト」という信仰告白と偏狭な「愛国主義・民族主義」は、お互いに相容れないからである。

これはもちろん、ドイツキリスト者の神学を批判するだけではなく、当時の「日本的キリスト教」を唱導した人々に、日本の教会もまた有効な批判を提起できなかった罪責が、問われるのである、それは、キリスト教が民族の問題に関与しない、ということではない。そうではなく、民族主義が最優先されるキリスト教は、すべての民族への聖霊の降臨によって成立した、教会のエキュメニカルな本質を裏切っているのである。

Ⅱ.5　神によって選ばれたイスラエル民族に対する神の約束は、イエス・キリストの十字架の後も効力を持ち続けている、ということを我々は信じる。

ヴァイセンゼー宣言の中で、この第3項が最も重要で画期的な内容を持っている。というのもここで、反ユダヤ主義の契約破棄説に批判的に言及することなく、イスラエルに対する神の約束は永続する、ということが述べられているからである。イスラエルとの神の「旧い」契約は、「神の子殺し」のゆえに破棄され、イエス・キリストの福音による「新しい」契約を担う「新しい」神の民として神の祝福に預かっているのは、今や教会である、と教会は主張してきた。この主張に対してユダヤ教は、「一度として破棄されていないイスラエルとの神の契約」という契約理解を保持し続けてきた。

この宣言はしかし、まだ「イスラエルに対する神の契約の永続性」については、

11　エーバーハルト・ブッシュ　『カールバルトと反ナチ闘争』新教出版社　2002年。

言及していない。その代わりに約束の永続性について語っている。神の約束ということで、何を内包しているのか、説明がないので、不明瞭である。約束と契約の相互連関も明らかではない。

にもかかわらず、約束の永続性を認めて、契約の永続性は神のみ旨である限りこれを否定することができない限りで、やはり画期的である。

Ⅱ.6 神のみ前で怠惰と沈黙により、我々の民族に属する人々によって犯された、邪悪な振る舞いに共に罪責があることを、我々は明言する。

このヴァイセンゼー宣言において初めて、ドイツ人同胞とともにあるショアーに対する教会の罪責が、この第4項において発信された。ショアーという言葉どころかホロコーストという表現もまだ定着していない1950年に、それに言及することなく、「邪悪な振る舞い」という表現で、罪責を表明している。

しかし一体何が「邪悪な振る舞い」なのか、この短い宣言文では一切触れられていない。誰に対する邪悪な振る舞いだったのか、暗黙のうちに前提されているのは、もちろんショアーの出来事であるが、ホロコーストという言葉さえ定着していないとしても、アウシュヴィッツの虐殺とか、ユダヤ人への民族皆殺し政策といった表現で、その出来事を表出できたはずである。

Ⅱ.7 我々ドイツ人に対する神の裁きとして到来したことは、我々がユダヤ人に行ったことを賠償したい、ということであり、そのことを全キリスト者に警告したい。というのも、裁きにおいて神の恵みは悔い改めた人を探すからである。

この第5項では、ユダヤ人犠牲者の家族に対する賠償問題を扱っている。この賠償問題は、第二次世界大戦後旧西ドイツ政府（再合同以後はドイツ連邦共和国政府）が積極的に取り組んできた、重要な外交政策でもあった。生存者が少なくなったナチス政権の犯罪者の追求は、今も行われている。日本が行なった国家賠償に対して、ドイツは個人賠償である。

この政府による賠償だけではなく、教会も賠償金を支払ってきた。というのもドイツの教会は、ドイツキリスト者運動におけるユダヤ人排斥やナチス政権への支持において罪責がある、というに止まらない。教会の罪責とは具体的に何か、そのことが問われる。

Ⅱ.8　あらゆる反セム主義と縁を切り、それが生じるところで抵抗し、ユダヤ人とユダヤ人キリスト者に、兄弟的な精神において出会うように、我々は全てのキリスト者に願う。

第6項で、全ての形態の反セム主義と絶縁し、その思想が社会の中で生じる現場にあって抵抗するように、宣言は勧めている。それが、ユダヤ人とユダヤ人キリスト者に兄弟愛をもって出会う前提である、と主張されている。

しかし、なぜ反セム主義という優生学と人種論によるエセ学問を拒絶することだけが問題なのだろうか? むしろ古代教会以来自らその理論形成に関与してきた反ユダヤ主義をこそ、教会は拒絶し、克服すべきである。ユダヤ人はセム系人種に属しており、そのセム系人種は劣等人種である、と何の根拠もなく決めつけ、それに比してアーリア人種の優秀さを、これまた非学問的に根拠なしに勝手に決めつけて、ユダヤ人の存在自体を抹殺しようと目論んだナチス政権の反ユダヤ政策に、なぜ大多数の市民が巻き込まれていったのか、今となっては悪夢としか言いようのない、大衆現象だった。そのような人種論をキリスト教に適用して民族主義的キリスト教を主張したドイツキリスト者の神学を除けば、人種論的キリスト教という自己矛盾も甚だしい思想をエキュメニカルな神学が当時抱いていたわけではない。それゆえに反ユダヤ主義の克服こそが、教会の果たすべき課題なのである。もっとも反セム主義という表現を反ユダヤ主義と区別せずに使用する場合があるので、この宣言もその意味で反セム主義の表現を使用している可能性もある。

Ⅱ.9 あなた方の教区内にあるユダヤ人墓地を、それが世話されていない限り、守るようにキリスト教会に願う。

第7項で問題になっているのは、ユダヤ人墓地がナチス時代に、そして現代においても!ネオナチ主義者によって荒されてきた事実を背景にした訴えである。この熱狂的なナチズムの信奉者たちによる死者への冒涜としての墓地荒らしの後、戦後ドイツでユダヤ人人口が極端に減少し、ユダヤ人墓地をユダヤ人自身が世話できなくなっていることが、もう一つの背後関係であった。そこで教会がユダヤ人墓地を世話し、保護するように、と宣言は要請しているのである。

Ⅱ.10 完成の日に我々を導いてくださるように、我々は憐みの神に願う。その日我々は、救われたイスラエルと共に、イエス・キリストの勝利を褒め称えるだろう。

最後に完成の日すなわち終末の裁きの日に、憐れみの神によってイスラエルとともにキリスト者が救いへと導かれ、キリスト者としては、イエス・キリストの勝利を褒め称えるだろう、という希望を述べて、この宣言は幕を閉じる。

Ⅲ おわりに

以上、ヴァイセンゼー宣言について述べてきた。この宣言によって、ドイツ福音教会は、ナチス政権による反セム主義に基づくユダヤ人への「人道に反する罪」に教会も関与したことを告白したのである、ユダヤ人との関係を刷新しようとして、第二次世界大戦後初めて「ユダヤ人問題への言葉」を、反ユダヤ主義的にではなく、それを克服する意味で発信したのだった。こうして現代の表現で言えば、ショアーの罪責を明らかにして、キリスト者とユダヤ人の関係刷新の第一歩を踏み出す立ち位置を、この宣言は持っている。

世界大戦後にユダヤ人への罪責、いわば教会の反ユダヤ主義の罪責を告白し、

克服しようとしながら、逆に反ユダヤ主義の言辞を弄する結果になった1948年の「ユダヤ人問題に寄せるダルムシュタットの言葉」との関連で言えば、ヴァイセンゼー宣言は、仕切り直しと捉えるべきである。と同時に、戦後ドイツ福音教会が2年ごとに開催してきた教会大会（Kirchentag）において必ずユダヤ人ラビや神学者とキリスト教神学者の対話集会が開かれてきたが、このヴァイセンゼー宣言は、教会大会における宣言ではないが、その流れの中にあることも、指摘しておくべきであろう。

しかし、キリスト教とユダヤ教の関係に関する本格的な研究は、この宣言以後4半世紀25年を待たねばならなかった。それが1975年にEKDが発信した「キリスト者とユダヤ人」と題する研究文書だった。実は筆者は、この研究文書の分析も書き終えているが、ページ数の関係で、その掲載を断念したい。

今後の課題として私の前にあるのは、次のような標的である。今言及した1975年のEKD研究文書「キリスト者とユダヤ人」、そして1980年のEKD所属のラインラント州教会が発信したまさに画期的な「キリスト者とユダヤ人の関係刷新に寄せて」と題する総会決議、さらに1991年のEKD研究文書「キリスト者とユダヤ人Ⅱ」、そして2001年にEKDから発信された「キリスト者とユダヤ人Ⅲ」、そしてさらに同年に発信されたヨーロッパ教会共同体の「教会とイスラエル」、そして2008年のEKDの研究文書などである。この関連で、カトリック教会の宣言文書や福音派教会の文書、さらに何よりも世界教会協議会のユダヤ人問題をめぐる宣言文を俎上に載せて分析する必要がある。それらを一気呵成に書き上げて、まとめ上げ、上梓することが、筆者の課題である。類書のない現在、この出版によって、公共社会と諸教会に貢献できれば、と願っている。

2016年12月20日了